

防府市立向島小学校における通学区域外就学特認要綱

平成28年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和29年1月25日防府市教育委員会規則第3号）第4条の規定に基づき、きめ細やかに教育活動を展開する向島小学校への就学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象学年)

第2条 対象学年は、全学年とする。

(就学時期)

第3条 就学時期は、年度当初を原則とする。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

(就学期間)

第4条 就学期間は、小学校卒業までを原則とする。

2 就学が困難となった場合は、教育委員会は校長と協議し、住所地の属する学区の学校に就学させるものとする。

(就学許可申請)

第5条 就学を希望する保護者（以下「申請者」という。）は、就学許可申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を定められた期間内に教育委員会へ提出しなければならない。ただし、申請時に在学中の児童については、在籍校の校長による意見書（様式第2号）を添付するものとする。

(就学条件)

第6条 就学の条件は、次のとおりとする。

- (1) 就学する児童及びその保護者は、防府市に住所を有し居住していること。
- (2) 向島小学校の教育方針、教育課程に賛同すること。
- (3) 向島小学校に就学することが適当であると認められる児童であること。
- (4) 育友会（PTA）活動や地域と連携した学校行事等に参画できること。

(5) 通学に当たっては、保護者の負担と責任において行うこと。

(審査)

第7条 教育委員会は、申請書が提出されたときは、向島小学校長との協議に基づき、受入の可否を決定し、申請者に就学許可書（様式第3号）又は却下通知書（様式第4号）をもって通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後に区域外就学をするために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

平成 年 月 日

防府市教育委員会 様

保護者氏名

㊞

就学許可申請書

下記により 向島小学校 への就学を許可されるよう申請します。

記

児 童	氏 名			保 護 者 との続柄	
	生 年 月 日	平成 年 月 日			
保 護 者	住 所	防府市			
	氏 名				
	連 絡 先	①	②		
学 校	現 在 の 学 校			学 年	
	通 学 方 法				
理 由					

※ 通学方法の欄には、申請段階で考えておられる方法をお書きください。

※ 理由の欄には、向島小学校の教育方針や教育活動についてのお考え、就学後、お子さんが特に取り組みたいことなどを具体的にお書きください。

様式第2号(第5条関係)

意 見 書

保 護 者 住 所

氏 名

児 童 氏 名

年 月 日

防府市立 学校長

印

防教学第 号
年 月 日

様

防府市教育委員会 印

就学許可書

申請のあった、向島小学校 への就学を許可する。

記

児 童 生 徒	氏 名	
	生年月日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	氏 名	
学 校 ・ 学 年		
就 学 許 可 期 間		
遵 守 事 項		<p>1 <u>就学する児童及びその保護者は、防府市に住所を有し居住していること。</u></p> <p>2 向島小学校の教育方針、教育課程に賛同すること。</p> <p>3 育友会（PTA）活動や地域と連携した学校行事等に参画できること。</p> <p>4 通学に当たっては、保護者の負担と責任において行うこと。</p> <p>5 <u>小学校卒業まで就学すること。</u></p> <p>※遵守できない場合は、教育委員会が校長と協議し、住所地の属する学区の学校に就学させるものとする。</p>

様式第4号(第7条関係)

防教学 第 号
年 月 日

様

防府市教育委員会 印

却 下 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった 向島小学校 への就学については下記の理由により却下します。

記

却下理由